

事 務 連 絡

令和3年1月25日

各部総務担当課長
出納局会計課長
企業庁総務課長
病院局企画課長
教育委員会事務局総務課長

} 様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長
(兵庫県防災監)

ホテル・旅館での飲食提供に係る営業時間短縮要請の対象について（周知依頼）

令和3年1月22日開催の「第36回新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、
件名の取扱いについて、別添のとおり整理しております。

つきましては、関係団体等への周知についてよろしく申し上げます。

【担当】

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課
防災・危機管理班 山本・澤村・朝加
TEL：078-341-7711（内3145・3142）
FAX：078-362-9911

令和3年1月22日
兵庫県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局

ホテル・旅館での飲食提供に係る 営業時間短縮要請の対象について

1 考え方

ホテル・旅館の使用制限については、「集会の用に供する部分」に限り、20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時～19時まで）の協力を依頼する。

ただし、感染リスクが高いと指摘される「飲食の営業」が行われている場合は、特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく営業時間の短縮を要請する。

なお、宿泊客のみの利用は、「宿泊を目的とする利用」の一環であるため、特措法に基づく営業時間の短縮の要請は行わない。

2 具体的な取扱区分

飲食店に相当する施設が、特措法に基づく営業時間短縮要請の対象となる。

施設区分	利用者	特措法に基づく 時短要請※	備考
ホテル・旅館の 集会の用に供する部分 (宴会場、大広間 等)	宿泊客以外も 利用	対象	・「飲食営業を行わない」施設は、特措法によらず協力を依頼
	宿泊客のみ	対象外	
ホテル・旅館内のレストラン、 バー、カラオケ 等	宿泊客以外も 利用	対象	
	宿泊客のみ	対象外	

※「対象外」の場合も、20時までの営業時間の短縮（酒類の提供は11時～19時まで）の協力を依頼

[特措法に基づく営業期間短縮の要請]

次の施設について20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請

- ① 飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
- ② 遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店